

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

平成28年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
28. 5. 24	①平成28年6月1日現に在職する職員 (フルタイム勤務再任用職員含む) ②平成28年6月2日以降平成28年6月15日までに採用される職員 ③平成28年6月16日以降平成28年6月30日までに採用される職員 ④平成28年7月1日以降平成28年7月31日までに採用される職員 ⑤平成28年8月1日以降平成28年8月31日までに採用される職員 ⑥平成28年9月1日以降平成28年9月15日までに採用される職員 ⑦平成28年6月1日現に在職する再任用職員(短時間勤務)	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、平成28年6月1日から平成28年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③⑦の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 地公法第24条第6項、職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
29. 3. 22	市民経済局中央卸売市場南部市場に勤務する職員	新システム導入に伴い、と畜を開始する午前8時までに職員の健康チェック及びと畜場内の清掃チェックを実施するため、勤務時間の割振り等を変更するもの。
	健康福祉局厚生院に勤務する者のうち介護係長、主査及び看護師長	係長級職員について、病棟縮小に伴う減員を受けて勤務体制を見直すことに伴い、勤務時間の割振り等を新設するもの。
	子ども青少年局ひばり荘に勤務する職員のうち、児童指導員、看護師、准看護師、保育士及び保育員	若葉寮を廃止し、ひばり荘と統合することに伴い、職員の勤務体制を見直すため、勤務時間の割振り等を変更するもの。
	子ども青少年局玉野川学園に勤務する職員のうち、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の業務に従事する者	業務実態を踏まえて、職員の勤務体制を見直すことに伴い、勤務時間の割振り等を新設するもの。
	子ども青少年局延長保育実施の保育園に勤務する職員のうち、業務士以外の職員	休日の保育実施日の開所時間の終了時刻を、現在の18時から18時30分に変更することに伴い、勤務時間の割振り等を新設するもの。

小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教職員	児童生徒の指導等を行う必要があるため、また、開錠、施錠、登校指導、下校指導等の業務を行うため、さらに、泊を伴う行事を円滑に行う必要があるため、勤務時間の割振り等を新設するもの。
高等学校に勤務する教育職員	高等学校に勤務する教育職員が泊を伴う行事を円滑に行う必要があるため、勤務時間の割振りを新設するもの。
学校事務センターに勤務する職員	新設される学校事務センターに勤務する職員に対し、教育委員会事務局に勤務する職員と同様の勤務時間の割振り等を行うとともに、主査（学校事務改善）については、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する主査（学校事務改善）と兼務するため、本務校と同様の勤務時間の割振り等を行うもの。

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 6 項、職員の給与に関する条例第 6 条の 2 第 2 項)

承認年月日	内 容
29. 3. 22	県費負担教職員の権限移譲に伴い、給料の調整額の支給を受ける者の範囲及び支給額を定めるもの。

イ 管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 6 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容
29. 3. 22	ひばり荘長	6 種
	学校事務センター所長	7 種
	鶴舞中央図書館長	4 種
	小学校の校長	9 種
	小学校の教頭	13 種
	中学校の校長	9 種
	中学校の教頭	13 種
	特別支援学校の校長	9 種
特別支援学校の教頭	13 種	

ウ 宿日直手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 6 項、職員の給与に関する条例第 18 条、宿日直手当規則第 4 条第 2 項)

承認年月日	対 象	内 容
29. 1. 24	平成 29 年 1 月 1 日に発生した大江破碎工場のピット火災に伴う、ピット火災に備えての待機業務	勤務 1 回につき 6,400 円とする。

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
非常勤講師の職に従事	11
国民体育大会等に選手等として参加	11

その他	1
-----	---

(4) 職員の任用に関する規則関係

職の設置承認(根拠規定 職員の任用に関する規則第4条第3項)

承認年月日	内 容
29. 3. 22	医事職の部長段階に属する健康福祉局付参事の設置承認
29. 3. 22	衛生職の係長段階に属する千種区付主査の設置承認
29. 3. 22	看護保健職の係長段階に属する昭和区付主査の設置承認
29. 3. 22	衛生職の係長段階に属する港区付主査の設置承認
29. 3. 22	衛生職の係長段階に属する天白区付主査の設置承認
29. 3. 22	医療技術職の係長段階に属する総務局付主査の廃止承認